

ほうじん

公益社団法人 松山法人会



公益社団法人移行

「特別記念講演会」

5月27日(火)松山市総合コミュニティセンターにて、経済誌や週刊誌で多数連載されている、大前研一氏(ビジネス・ブレークスルー代表取締役)による特別記念講演会(テーマ:「地域活性化の現状と課題」)が開催されました。当会は社会貢献の一環として、聴講無料で講演を公開しており、今回も広く一般の方々をお招きし、約800名が聴講され大好評でした。

松山法人会は平成25年4月1日から「公益社団法人」として新たにスタートしました。引き続き今年度も地域企業の発展に資することはもちろん、今までに増して社会貢献活動等を積極的に推し進めていきたいと考えております。

クールビズの お知らせ

当会では、地球温暖化対策の一環としてクールビズを推進しています。

本年度も、昨年度に引き続き5月～10月末まで実施いたします。

この期間に会議、研修会等へご出席の際には、軽装でお越しくださいようお願い申し上げます。



・特別記念講演のご報告	p1	・法人会アンケートシステムリニューアルのお知らせ	
・愛媛県からのお知らせ	p2	・自主点検チェックシート・ガイドブックの活用について	p7
・松山税務署からのお知らせ	p3	・法人会の新規受託事業について	
・労務便りVol.21	p4~p5	・イクジイ事業・生涯現役事業	p8
・法人会のセミナー・研修会のご報告とご案内	p6		

愛媛県からのお知らせ

若年者の就職を支援するジョブカフェ愛workから、
若者の採用や定着に成功している企業の実例など、人づくりの情報を収集したい**企業の皆さん**
のためのウェブサイト「**ヒトカラえひめ**」の紹介です。

ウェブサイトURL <http://www.ai-work.jp/hitokara/>

当サイトでは、若者の採用や育成・定着、また、女性活用などで工夫ある取り組みを行っている県内外の企業の事例を詳細に紹介しています！

愛workでは今後も「ヒトカラえひめ」を通じて、愛work等が実施する企業向けセミナーや若年求職者とのマッチングイベント、企業の人材採用、育成・定着に関する情報の提供を行って参ります。

ヒトカラえひめ HITOKARA EHIME
人から始まる成功企業ストーリー

若者の採用や定着に成功している元気な企業を紹介、人づくりの情報を収集したい企業の皆さんのためのサイトです

HOME | はじめの方へ | お問い合わせ先 | サイトマップ

企業ストーリー | 成功への道 | ヒトカラワード | ヒトカラ通信 | 成功企業診断

効果的な育成方法を探している | 次世代の幹部を育てたい | 経営理念を浸透させたい

最新情報

- 2014.01.31 「ヒトカラえひめ」サイトをオープンしました！
- 2014.01.31 「ヒトカラ通信」をアップしました。
- 2014.01.31 「成功への道」をアップしました
- 2014.01.31 「ヒトカラワード」をアップしました
- 2014.01.31 「企業ストーリー」をアップしました

あなたのご会社は合格点?!
ヒトカラ成功企業診断

今すぐ診断する

課題別ストーリー検索をチェック!

採用 | 育成 | 定着

お悩みキーワード

すぐにやめてしまう | 人材を育成したい

女性活用 | 技術の継承 | 評価制度を整えたい

採用がうまくいかない | マネジメントに課題

理念が浸透しない | 研修制度を整えたい

HITOKARA EHIME

ジョブカフェ愛work 愛媛県若年者就職支援センター
〒790-0012
愛媛県松山市湊町三丁目4番地6松山市銀天街
GET1 4階
TEL:089-913-8686
FAX:089-913-8685

Copyright © えひめ若年人材育成推進機構 All Rights Reserved.

問い合わせ先 ジョブカフェ愛work(愛媛県若年者就職支援センター)
TEL 089-913-8686 FAX 089-913-8685

松山税務署からのお知らせ

「領収証」等に係る印紙税の 非課税範囲が拡大されました (平成26年4月1日以降作成されるものに適用されます)

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

「金銭又は有価証券の受取書」に係る非課税範囲の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

「金銭又は有価証券の受取書」とは

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

(注) 1 印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより印紙税の還付を受けることができます。

「領収証」等を取引の相手方に交付している場合でも、過誤納の事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の原本を提示する必要がありますので、収入印紙を貼る際には誤りのないようご注意ください。

2 消費税及び地方消費税の金額(以下「消費税額等」といいます。)が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は「領収証」等に記載された受取金額に含めないこととされています。

- 還付を受けるための手続など、印紙税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署(電話相談センター)へお尋ねください。
- 国税庁ホームページでは税に関する情報等を提供しています。税に関する質問についてはタックス・アンサー(よくある税の質問)もご利用ください。

【 国税庁ホームページ www.nta.go.jp 】

～全員参加型社会の実現に向けて～

③社会保険給付について



社会保険労務士 安井隆悟

社会保険労務士事務所オフィス大地 代表社労士

〒790-0065 松山市宮西1丁目4番43号

大智ビル4階(レンタルオフィスBAS内)

プロフィール：昭和45年北海道生まれ

運送業経営(約13年半)他 労働行政非常勤嘱託職員(2年)を経て、フリーランスの開業社会保険労務士として活動中。

社会保障と税の一体改革

4月1日より消費税率が引き上げられ、社会保障と税の一体改革はひとつの節目を迎えました。社会保障制度改革が必要となった背景には、非正規雇用の増加など雇用基盤の変化、家族形態や地域の変化、人口の高齢化、現役世代の減少、高齢化に伴う社会保障費用の急速な増加などがあげられます。社会の共助・連帯の基盤が強化されるなか、社会保障制度は、今後ますます私たちの生活により密接なものとなりつつあります。

多様な生き方、働き方を支える社会保険制度

多岐にわたる社会保障制度のうち、保険の仕組みを取り入れた、共助の制度と位置付けられる社会保険制度は、医療、年金、雇用、労災、介護等、多くの企業や個人にとって最も身近な制度であると同時に、制度設計が複雑で最も馴染みにくい制度でもあるのかも知れません。

とりわけ中小企業経営者の中には、ともすれば税金よりも高額になる社会保険料の計算や、納付の義務を果たしていくことそのものが目的化してしまい、給付についてはほとんど知識がないことから、給付の申請や請求をしていないケースも見受けられます。

私の連載の最終回となる今回は、そんな社会保険制度を少しでもご理解頂き、適正に活用していただくきっかけとなるよう、主な社会保険給付について紹介します。

社会保険の仕組みと手続きについて

例えば、平成26年4月から「産前産後休業期間中」の健康保険・厚生年金保険料の免除制度が始まりました。これまでも「育児休業期間中」の保険料の免除制度はあったのですが、今回の改正は、産前産後休業期間のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間の健康保険料・厚生年金保険料を、被保険者負担分・事業主負担分ともに免除するものです。

育児休業期間同様、免除期間は、将来、被保険者の年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われます。政策的必要性を反映した社会保険制度ならではの仕組みと言えるのではないのでしょうか。

日本の出生数は1973年の209万人から2012年には104万人にまで減少しています。未来への投資としての子どもや子育て支援のためのさまざまな制度が幅広く理解されることは、少子高齢化に歯止めをかけ、安心して子を産み育てることが出来る社会に近づく後押しになるのではないかと思います。

さて、免除制度が適用されるためには、事業主が申出書等を提出することが必要ですが、制度を知っている事業主は少ないのではないのでしょうか。このように企業には、度々行われる法改正に伴う新たな制度理解や、その対応も求められると言えそうです。

社会保険給付について

労働者が本来受けられるべき給付を適切に受給するためには、事業所が保険料の申告・納付、適用手続きをはじめ、出勤簿、賃金台帳の整備等、労働社会保険諸法令に基づく法的責任を適正に履行していくことが必要です。また、本来受給できるケースでも制度を知らなかったために申請していないケースも散見されます。事業主の皆様には、労働者への法令・制度の周知や、受給手続きの支援についても一層のご協力を頂きたいと思います。

被保険者等に対する主な社会保険給付を紹介します。

健康保険(協会けんぽ、健保組合等)	
療養の給付	病院等での診察や、薬剤の支給等(70歳未満の自己負担額は原則3割)
高額療養費	自己負担限度額を超えた場合に、超えた額を高額療養費として支給。
傷病手当金	業務外の事由による傷病の療養のため、労務不能であるとき 標準報酬日額の3分の2に相当する額 ※最長1年6か月まで
出産手当金	出産のため仕事を休んだときの収入減の補填 標準報酬日額の3分の2に相当する額 ※産前産後休業期間

厚生年金(日本年金機構)	
老齢厚生年金	原則支給は65歳から(65歳未満の特別支給は段階的に廃止)
障害厚生年金	被保険者等が障害の状態になった場合の生活の安定を図るために支給
遺族厚生年金	被保険者等が死亡した場合、一定の遺族に支給

雇用保険(ハローワーク)	
基本手当	被保険者が失業し、一定の要件を満たしたときに支給。いわゆる失業手当
再就職手当	受給資格者が常用型の職業についた場合に、基本手当の支給残日数に応じて支給 早期の再就職を促進
高齢者雇用 継続基本給付金	60歳以降の賃金が60歳時の賃金より大幅に低下したときに支給 (60歳以上65歳未満の被保険者)
育児休業 給付金	育児休業開始から180日間は、休業前賃金の67%、181日目からは50% 原則として、子が1歳になるまで(例外あり)
介護休業 給付金	休業前賃金の40% 介護休業開始日から最大3か月
教育訓練 給付金	指定教育機関に受講生本人が支払った教育訓練費の20%に相当する額 ※上限10万円(支給額が4千円を超えない場合は不支給)

労災保険(労働基準監督署)	
療養(補償) 給付	労働者の業務上の事由又は通勤による負傷または疾病の治療費 診察や薬剤の支給等(全額給付)
休業(補償) 給付	業務上の事由または通勤による負傷・疾病の療養のため労働ができず、賃金が 受けられないときに支給
傷病(補償) 年金	長期間の療養で、一定の要件に該当する場合に休業(補償)給付に代えて年金たる 保険給付として支給
その他	障害(補償)給付、介護(補償)給付、遺族(補償)給付、二次健康診断給付等

※受給には、他にもさまざまな要件があります。詳しくは各機関の担当窓口等でご確認ください。

このように社会保険は、様々な場面に備えた様々な制度が設計、運用され、他にもたくさんの制度が相互に補完しあいながら、私たちの暮らしと企業の健全な発展を支えています。

社会保険と向き合い、適正に活用していくことは、企業経営にとって必要不可欠と言っても過言ではありません。連載を通じて少しでも理解を深めようと思っただけなら幸いです。

最後になりますが、会員の皆様の益々のご発展とご健康を心よりお祈り申し上げます。

松山法人会の研修会・セミナーのご報告とご案内

消費税転嫁対策特別措置法セミナーが開催されました!

4月23日(水)愛媛県生活文化センターにて消費税転嫁対策特別措置法セミナーが開催されました。公正取引委員会 消費税転嫁対策調査室 井堀 治 氏を講師に迎え、公正取引委員会の相談窓口寄せられた多くの実例を盛り込み、実際に取引する上で想定されるケースを数多くお話いただきました。法人会は企業全般に関わる各種の法律や制度の改正等についてもセミナーなどを通じて会員及び一般の方々にご案内致します。



○セミナーのお申し込みは、事業所名、出席者名、連絡先(TEL・FAX)コース名をご記入いただき、FAX、メール又は電話でお申し込みください。

○ホームページからもお申し込みできます。以下に掲載以外の研修等もご案内しております。

法人会ホームページ <http://www.matuyama-hojinkai.or.jp/>

☎ : 089-941-7711 FAX : 089-947-4251

<ご案内中のセミナーはこちら↓>

研修会名	概 要
法人税・消費税決算期別研修会 無 料 決算時の留意事項や税制の改正及び通達等についての研修会です。一般の方も聴講でき、税務に関する有益な資料をお渡しいたします。 研修内容 法人税・消費税・印紙税	開催日時 6月決算の事業所対象：7月24日(木) 7月決算の事業所対象：8月 7日(木) 14:00～(2時間程度) 8月決算の事業所対象：9月11日(木) *毎月開催!決算をむかえた会員様に随時案内しております。 会 場 愛媛県生活文化センター(松山市北持田139-2) 講 師 松山税務署担当官
経理担当者養成講座(初級) 会計実務・社会保険実務コース	7月11日(金)から開催。 詳細は同封チラシをご覧ください。

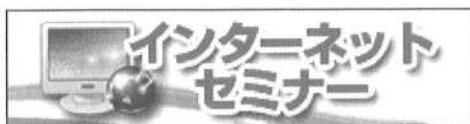
松山法人会のインターネット・セミナーも是非ご利用ください!

インターネット・セミナーとは、松山法人会で導入したインターネットを使ったセミナーの配信サービスです。インターネットが接続できるパソコンがあれば、24時間いつでも受講ができます。豊富なセミナーコンテンツの中から、「見たいセミナーを見たい時に、好きなだけ」受講ができます。

視聴方法は、

松山法人会のホームページにあるインターネット・セミナーの以下のバナーをクリックしてください。尚、会員の皆様は、会員限定セミナーを視聴できます。

視聴にはID・パスワードが必要となりますので事務局までお問い合わせください。





企業の税務コンプライアンス向上のために

自主点検チェックシート・ガイドブックを活用しましょう!

法人会では、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、企業における内部統制面や経理面に関する自主点検を推奨しています。

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。

法人会では、この度「内部統制・経理についての自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。この取り組みは、企業自らが自主点検することを通じて、税務コンプライアンスの向上と、内部統制及び経理水準の向上により、入出金の適切な管理や内部の不正行為防止に繋がり、結果的に企業の成長に繋がることを法人会として期待しています。

今年度から法人会による税務・経理のセミナーや講座では、この自主点検用冊子を配布しております。

法人会アンケートシステムご登録のお願い

当会では、「景気動向」や「社会保障と税の一体改革」など税を取り巻く問題が混在する中、会員企業の意識を集約し政府等へ要望するため「法人会アンケート調査システム」の登録をお願いしております。アンケートに回答いただきますと景況感等の分析結果が送られてまいりますので、経営指標としてご活用ください。

◆◆◆ パソコンでの登録方法 ◆◆◆

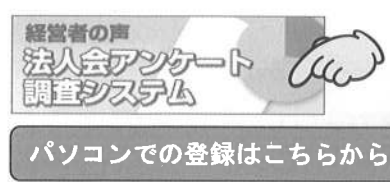
①松山法人会ホームページ内の「経営者の声 法人会アンケート調査システム」をクリックしてください。

②「パソコンでの登録はこちら」をクリックしてください。

③ankt@req.jp(全法連)へのメール送信画面が開きます。
そのまま送信ボタンを押して下さい。

④直に全法連よりメールが届きます。メールの中に本登録へ進むアドレスが記入されておりますので、アドレスをクリックしてください。

⑤案内に沿って必要事項をご記入の上、本登録をお済ませ下さい。



携帯電話からのご登録はコチラ➡



※すでにご登録されている方は以下をご確認ください。

法人会アンケート調査システム リニューアルのお知らせ

このたび、アンケート調査システムのリニューアルを実施しました。新たに登録情報の確認や変更機能を追加したほか、アンケート結果をメールでお知らせするなどのフィードバック機能を改善しました。

今後とも、法人会活動の発展とパブリシティの向上に資する調査を実施してまいりますので、すでに登録されているみなさまは、引き続きアンケートの回答にご協力をお願いいたします。

また、まだ登録がお済でないみなさまは、この機会にぜひご登録いただけますようお願いいたします。くわしくは全法連ホームページ「法人会アンケート調査システム」をご確認ください。



なにがリニューアルされるの?

- これまで登録した情報は確認も変更もできなかったけど…
- 青年部会を卒業したのに、登録情報は部会員のままだっていいはず。いいの?
- メールアドレスを変えたのでアンケートが来なくなった…
- 別のアドレスでも新規登録したため、重複して登録してしまっている…

登録情報の確認・変更機能を追加します

ご注意
現在、登録されているみなさまはご自身で登録情報の確認をしていただく必要がありますので、ご協力をお願いいたします。(全法連HPご参照)

- 集計結果のフィードバックは?

アンケート結果をメールでお知らせします

■お問い合わせ先
全国法人会総連合 アンケート調査システム係
Mail: mail@zenkokuhojinkai.or.jp Tel: 03-3357-6681